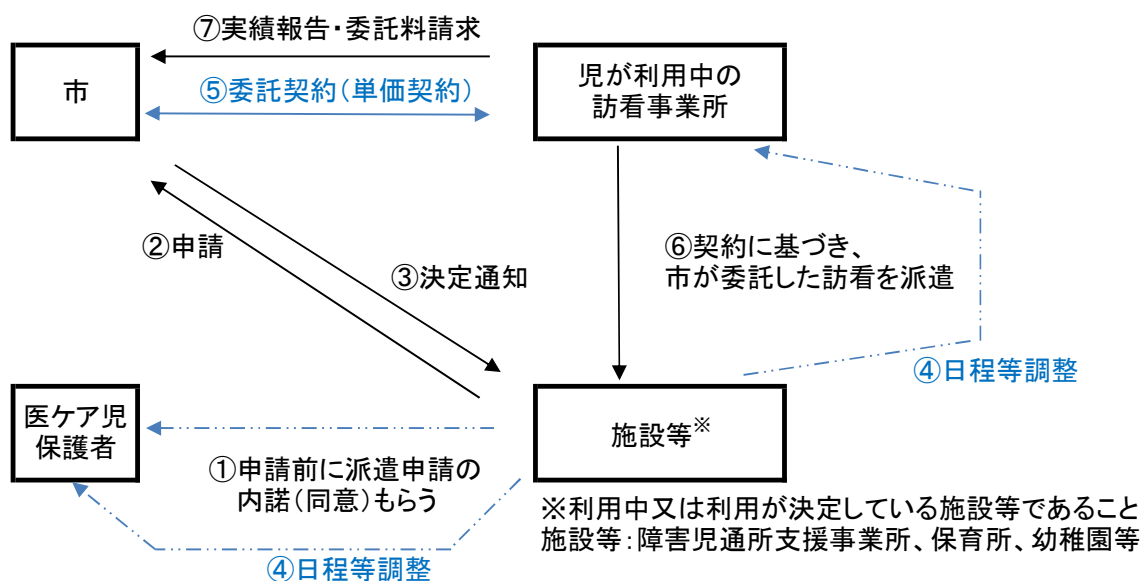


富山市医療的ケア児支援に係る看護師派遣事業



<流れ>

		担当
①	・施設等が、医ケア児の保護者に対し、事業利用説明を行い、保護者の同意を得る。	施設等
	・施設等が、申請書(様式第1号)を記入。※年度をまたぐ利用の場合は、2枚申請書必要。	
	・施設等が、保護者に申請書(様式第1号)の同意書欄記入をしてもらう。	
②	・施設等が申請書を、市こども健康課に提出。	施設等
③	・市こども健康課は速やかに審査し、結果を申請者に通知。	こども健康課
	・市と訪問看護ステーションが委託契約を締結。	
④	・施設等は、決定を受け、訪問看護ステーションと保護者へ連絡をとり、指導を受けるための日程調整を行う。	施設等
	・施設等は指導内容について訪問看護ステーションと打合せを行う。必要な医療器具等の用意については、施設等が保護者に対し説明、持参してもらう。	
⑤	・委託契約	市・訪看
⑥	・訪問看護ステーションは、施設等と調整した日時に実地指導を行う。	訪看
⑦	・訪問看護ステーションは、業務完了報告書の確認欄に当日担当した看護師と派遣先の担当者の押印の上、業務完了報告書を市こども健康課へ提出する。	訪看
	・訪問看護ステーションは、所定の請求書を記入し、市に請求を行う。	

<訪看との委託単価>

30分の実地指導につき5,000円(1単価)
実地指導は、1日につき3単位15,000円を上限とする。

30分以下 5,000円
31分以上60分以下 10,000円
61分以上90分以下 15,000円

<利用できる回数など>

市が決定した利用期間及び回数の範囲内で実施。
決定を越える回数が必要となった場合は、速やかに施設等が市に対し変更申請(様式第3号)を行い、変更決定の許可を得る。

(担当)こども家庭部 こども健康課
TEL:076-443-2279